

# 釜無通信

2020年度玉幡中学校  
生徒指導部通信  
No.4  
[10月1日発行]

## 山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行

10月1日本日より、条例が施行され、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化が実施されます。

本校の現状(9月30日現在)は、  
自転車通学者 全員加入済み

部活動・長期休業通学申請者 226名 中 加入の確認ができていない生徒 53名

自転車通学申請をしていない生徒は、47名

100名前後の生徒の保険加入状況が把握できておりません。中学生が自転車を利用する場合、保護者が保険加入義務者となっております。山梨県発行のお知らせを再度配布いたしますので、ご確認ください。

## 秋の全国交通安全運動 交通安全指導日誌から

生徒の登校の様子から

「あいさつは、よかった」

「道路を道幅いっぱい広がっていて危険である」

「歩道や横断歩道をかなりのスピードで通過していて危険を感じた」

といった声が寄せられました。

これらをふまえて、2つほど確認をしておきます。

### 1, グリーンベルトの通行について

グリーンベルトとは？

グリーンベルトは、歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車のドライバーに通学路であることを視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させるとともに通行帯を明確にすることで、歩行者との接触事故を防ぐことを目的としています。

グリーンベルトは歩行者の安全を図るために設置しましたが、歩行者専用の通行帯ではありません。グリーンベルトが設置されている道路では、車に注意してグリーンベルトの上を通行しましょう。

歩道ではないので、路側帯であること認識して通行しましょう。  
歩行者の並列歩行や自転車並列走行は、しないようにしましょう。

### 2, 歩道の自転車通行について



標識が出ているところは、通行可能  
(アルプス通り・オギノ西八幡店周辺等)

この標識がない歩道を走行すると  
処罰対象となります。

自転車は、車両扱いです。  
原則、道路の左側通行です。